

定住外国人の公務員採用を実現する東京連絡会、特別区に国籍要件撤廃を求める

伊籾久雄（NPO法人まちぽっとスタッフ）

さる4月23日、定住外国人の公務員採用を実現する東京連絡会（代表・田中 宏一橋大学教授）が、23区の区長あて、2025年度職員採用にあたっての要望書を提出した。昨年続く要望書提出である。

現在、特別区では事務系および一般技術系（土木造園、建築、機械、電気、衛星監視）について国籍要件を課している（日本国籍を必要とする）。東京都も同様である。これら職種においては、政令市は横浜市の衛星監視を除き国籍要件を撤廃している。多摩地域でも全市が90年代には国籍要件を撤廃している。

このような状況の中で、頑迷にも特別区は全区が東京都とともに国籍要件を維持している。なぜなのか。本稿では、定住外国人の公務員採用を実現する東京連絡会（以下、東京連絡会と略す）の要請書の趣旨や特別区人事・厚生事務組合の資料などから、現状と課題を考えたいと思う。

1. 特別区の現状と特別区人事・厚生事務組合の検討状況

以下は特別区人事・厚生事務組合の資料をもとにしている。

(1) 特別区の現状

特別区においてはこれまで、「公務員に関する基本原則」に抵触する蓋然性が低いと判断される職種については国籍要件を削除してきた経緯がある。

<公務員に関する基本原則> 昭和28年（1953年）内閣法制局

公権力の行使又は国家意思への形成に参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする。この基本原則は、国家公務員のみならず、地方公務員も同様でありと解されている。

公権力の行使又は国家意思への形成に参画に携わる地方公務員であるかどうかについては、その職務内容を検討の上、具体的に判断されるべきものとされている（平成8年11月自治大臣談話）。すなわち国籍要件は法律に明文化されているものではなく、「公務員に関する基本原則」を踏まえ、各自治体において判断されてきたものである。

なお、特別区における国籍要件の考え方は、特別区人事委員会から出された「任用国籍要件に関する今後の対応について」（平成10年2月9日）に整理されており、今日もなおこの考え方を維持していることになる。

特別区における職員採用の国籍要件の状況は下表のとおり。

「○」…国籍要件あり 「×」…国籍要件なし

区分	職種	職務名	国籍要件	区分	職種	職務名	国籍要件	
事務系	事務	一般事務	○	医療技術系	医師 ^{※3}	医師	× (S60以前)	
	法務	法務	○		歯科医師 ^{※3}	歯科医師	× (S60以前)	
	会計	会計	○		診療放射線	診療放射線	× (S62)	
	社会教育	社会教育	× (H10)		歯科衛生	歯科衛生士	× (S62)	
福祉系	福祉	福祉	× (H9)		理学療法	理学療法士	× (S62)	
		保育士			× (H10)	作業療法	作業療法士	× (S62)
		児童指導				検査技術	検査技術	× (S62)
	心理	心理	× (H10)		栄養士	栄養士	× (S62)	
一般技術系	土木造園	土木技術	○		保健師	保健師	× (S61)	
		造園技術			看護師	看護師	× (S61)	
	建築	建築技術	○		准看護師	准看護師	× (S60以前)	
	機械	機械技術	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政系職種のみ掲載^{※1} ・ () は削除された年度 				
	電気	電気技術	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※1 技能系職種は全て国籍要件を削除しており、業務系職種は採用基準がないため割愛</p> <p>※2 採用基準なし</p> <p>※3 職種としては国籍要件を課していないが、公衆衛生医師は必要としている</p> </div>				
	物理 ^{※2}	物理技術	○					
	衛生監視	保健衛生監視	○					
		食品衛生監視						
		化学技術						
学芸研究	学芸員	× (H5)						

2. 東京都と政令市の状況

特別区人事・厚生事務組合が設置した「人事・福利問題等検討委員会」の調査（各団体の採用試験案内－令和2年度）において、特別区が国籍要件を課している職種と同一または類似するものについては、以下のような状況になっている。（令和2年6月12日時点）

- 東京都は、いずれの職種においても国籍要件を課している。
 - 政令市は、横浜市の衛生監視を除き、いずれの職種においても国籍要件を削除している。
- また、相模原市、堺市、福岡市を除く全ての団体で、日本国籍を有しない職員の職務内容を採用試験案内に明記している。

3. 特別区・人事福利問題等検討委員会の検討と結論

人事・福利問題等検討委員会は、令和2年から4年にかけて、「公務員に関する基本原則に抵触しないように外国籍職員の配置先等の整理及び任用管理を行うことが可能か」等の論点を主軸に検討を行っている。

この背景には、「特別区に居住する外国人人口の増加等により多文化共生や国際交流の推進など、各区における国際施策の取り組みは今後一層重要なものになっている」との認識がある（人事・福利問題等検討委員会の資料から）。

実際に、特別区における外国人住民数は令和2年の時点で5%を超えていた（下図参照）。



<検討の方向性>

検討委員会が示した「検討の方向性」は以下のとおりであり、この方向性について 23 区と事務組合に調査を行った。

※検討の方向性（案）

「職種「事務」において、国籍要件を削除する」

■理由：公権力の行使及び公の意思の形成への参加に該当しない職務が一定数存在し、その範囲内において任用管理を行うことが可能と考えられるため。

■適用時期：各区において、外国籍職員に従事させる職務の検討に一定の期間を要することが想定されるため、令和6年度採用試験から適用とする。

<調査結果>

※各団体の回答

①削除すべき（又は、削除しも支障はない） 18 団体

②削除すべきではない 7 団体（回答不可とした1団体を除く）

<検討の結論（案）>

◇職種「事務」において国籍要件を削除することについて、特に外国籍職員と日本籍職

員との間の処遇差が適当ではないと考える団体や、仮に削除とした場合には、23区同一で個別具体的な基準を定めること求める団体が一定あった。

◇これらの課題について解決することが困難と考えられるが、これは外国籍職員の任用管理において前提とされる「公務員に関する基本原則」によるものであり、当該原則が改められていない現状では職種「事務」において国籍要件を削除することについて23区の見解の一致を図ることは困難と想定される。

※上記理由により、職員採用における新たな国籍要件の削除は行わず、当面、従前のおりとするのが適当と考えられる。

以上の特別区・人事福利問題等検討委員会の結論を踏まえ、今日なお特別区は国籍要件の削除を行っていない。

4. 東京連絡会の要請の趣旨

東京連絡会の要請の内容は別紙のとおりであるが（別紙は足立区長あてであるが、同じ要請が全国に行われている）、その趣旨について、要請の後段に「要請の理由」が述べられているので、以下全文を転載する。

<要請の理由>

外国籍の公務員が不可とされる基準については「重要な施策に関する決定または、これに参画する」（最高裁 2005 年 1 月大法廷）とされてきています。その判決以降、10 回以上行われた地方分権一括法で 400 件もの法改正がなされ「公園のバリアフリー化の条例委任」や「児童福祉施設の設置運営基準の条例委任」がなされました。このことにより、担当者による公権力の行使や公の意思形成の蓋然性が低くなってきています。

また、前述の最高裁判決でも「普通地方公共団体が、公務員制度を構築するにあたって公権力行使等地方公務員の職と一体的な管理職の任用制度を構築して人事の適正な運用を図ることも、その判断によりおこなうことができる」としていることも、任用制度の工夫で国籍への拘泥をしない方向もあることをしめしています。

有識者も「方向性を決定する行政機関にある程度外国人がいた方がよい。普段から外国人と一緒にいることが当たり前の環境にしていけないと本質的な多文化共生という発想につながらない。少なくとも永住資格をもっている人はどんどん採用していいのではないか」（長谷部美佳明治学院大学准教授 2024 年 9 月 3 日都政新報より）と述べています。

そのような声の高まりを受け、茨城県でも、事務職の国籍条項を撤廃する方針を示すなど、「選ばれる自治体」を目指し、国籍を開放する動きも出てきました。（朝日新聞 2025 年 1 月 4 日）

特別区もこれらの自治体に続くべきです。

※最高裁 2005 年 1 月大法廷判決について、当時の日弁連は会長談話で次のように述べている。

『1996 年 11 月に自治大臣が外国人の採用について地方自治体の裁量を認めたことや、1997 年の前記高裁判決（注：都の対応は違憲とした判決）を背景として、管理職に昇任する可能性のある地方公務員、一般事務職の任用において国籍条項を撤廃する動きなどが全国の地方公共団体に広がりつつある。本判決も、地方公共団体において、外国人を公務員として採用し、一定の管理職への昇任を認める制度を設けることが禁じられていると解しているものではない。』

▽ ▽ ▽

現在、特別区においても保育士などの福祉系や、医師、看護師などの医療技術系はすべて国籍要件が撤廃されている。いまだに事務系や一般技術系に国籍要件が残されていることは、もはや時代錯誤の誹りを免れない。

東京連絡会の「要請の理由」の中で長谷部美佳明治学院大学准教授の発言が紹介されているが、有識者（長谷部准教授）の意見というよりも一般都民、市民の意見であると思はる。東京都に先んじて、特別区が早々に国籍要件を撤廃することを求めたい。